

軽度者に対する福祉用具の取扱いについて

○ 次の福祉用具において、**要介護1、要支援2、要支援1**の方は原則として福祉用具貸与費が算定できません。

ア 車いす及び車いす付属品

イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品

ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器

エ 認知症老人徘徊感知機器

オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。） *カ 自動排泄処理装置（要介護2、要介護3も算定対象外）

○ 例外として「厚生労働大臣が定める者」に該当し、その状態像に応じて利用が想定される場合は、軽度者であっても福祉用具貸与費が算定できます。

【表1：厚生労働大臣が定める者に該当すると判断される基本調査結果】

対象外種目	厚生労働大臣が定める者 (利用者等告示第31号のイ)	該当する基本調査の結果
(1) 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	1-7 「3. できない」 ※
(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	1-4 「3. できない」 1-3 「3. できない」
(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3 「3. できない」
(4) 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は 3-2～3-7のいずれか「2. できない」又は 3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨記載されている場合も含む。 2-2 「4. 全介助」以外
(5) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がり困難な者 (二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8 「3. できない」 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 ※
(6) 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	2-6 「4. 全介助」 2-1 「4. 全介助」

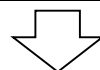
※ (1) (2) 及び (5) (三) については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適正なケアマネジメントにより、ケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員（以下「ケアマネジャー等」という）が判断します。
【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）第二の9(2)】

（例えば）車いす及び車いす付属品の貸与について「(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」とケアマネジャー等が判断した場合は、松阪市に「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について（以下、確認依頼申請書という）」を提出する必要はありませんが、国保連合会の審査において確認書の提出が必要となりますのでご対応ください。なお、確認依頼申請書を松阪市に提出することにより、松阪市から国保連合会へ申請内容を伝達できるため、ケアマネジャー等による国保連合会への確認書の提出は不要となります。

○表1には該当しないが、医師の医学的な所見により【表2】の要件に該当する方については、サービス担当者会議での適切なマネジメントを経た上で、松阪市の確認が得られれば、福祉用具貸与費が算定できます。

【表2】

医学的所見	i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
	ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化）
	iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）



サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメント

松阪市に「確認依頼申請書」の提出